

<保護者用>

令和5年5月8日5類移行後の新型コロナウイルス感染症の登園届  
ふじみのかぴら保育園  
施設長殿

組：園児名 \_\_\_\_\_

新型コロナウイルス感染症のため、欠席していましたが、回復しましたので、登園します。

受診した医療機関 \_\_\_\_\_

受診した日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発症した日（発症当日）	年	月	日
症状が軽快した日	年	月	日
症状が軽快した後1日目	年	月	日
登園を再開する日	年	月	日

#### 新型コロナウイルス感染症の登園停止期間早見表

※登園停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日目を経過するまで」です。

<登園停止期間の例4日目までに症状軽快したケース、症状軽快が5日目となったケース>

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症当日	発熱や呼吸器症状等			症状軽快	症状軽快後1日目	登園可能	
発症当日	発熱や呼吸器症状等				症状軽快	症状軽快後1日目	登園可能

※症状が軽快した後1日を経過するまでは登園できません。

※無症状の感染症の場合は、「検体採取日を0日として、5日を経過するまで」です。

※注釈1 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※注釈2 インフルエンザの登園停止基準「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」とは異なりますのでご注意ください。

※発症から10日経過するまでは、ウイルスは排出されている可能性があると言われておりますので、症状経過後も注意が必要です。もも組・うさぎ組・ぱんだ組・きりん組の園児はマスク着用の願います。